

労働見舞金 一、二五〇円

合 計 一、三、五〇〇円

昭和三年八月三十一日  
今迄の労働見舞金

代表

代表 一

代表 二

代表 三

代表

代表 四

代表 五

謝 辞

代表 六

労働第三二八二号

昭和三年八月三十一日

警視總監 高橋 守雄

生七二二解

用労働者三七

参加者 七

労働組合

浦田特許製紙所労働争議二周スル件 (第一報一巻生)

内務大臣 安達謙藏殿

社会局長 官 殿

6.8.1-  
2787

要旨 山手製紙工七名ヲ解雇

(内) 労働争議者八日給一ヶ年合一支給ヲ要求セルニ拒絶セリ

標記工場労働争議発生セルノ状況左記ノ通リ

記

一 争議発生ノ場所 本所區大平町二丁目十三番地

二 事業主側